

# 路線バスの多言語化された運行情報の発信に向けたデータ整備支援業務委託仕様書

## 1 目的

訪日外国人旅行者等の受入環境の整備のため、市町村及び交通事業者（以下「交通事業者等」という。）がGoogle乗換案内等で路線バスの多言語化された運行情報を発信するためのデータ整備及びデータ更新体制の構築を図ることを目的とする。

## 2 業務を委託する期間

実施期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）までとする。

## 3 業務委託内容等

### （1）業務委託の対象

本業務委託の対象者、運行系統、停留所（以下「対象系統等」という。）及び対象業務は別表1に示すとおりとする。ただし、令和8年4月1日以降に運行系統・停留所の新設・変更・廃止、便の増減、運行時刻の変更等が行われる場合は、発注者・受注者協議の上で、当該変更時点の運行系統、停留所を対象にすることがあり得る。

### （2）業務委託内容

#### ア GTFISデータの作成

（ア）Google乗換案内の掲載に必要となる多言語化情報を含むGTFISデータの作成を行うこと。

（イ）公共交通運行情報標準データ（GTFIS-JPシリーズ）データ仕様書第4.0版（令和8年3月国土交通省総合政策局）（以下「GTFIS仕様書」という。）における「必須」、「条件付必須（GTFIS仕様書内の説明に記載された条件を満たす場合に限り）」、「推奨、条件付禁止、任意（対象系統等を多言語化しGoogle乗換案内に掲載するために記載が必須となるファイル及びフィールドに限る）」とされているファイル及びフィールドを作成対象とする。

（ウ）令和9年度に交通事業者等の担当職員（IT専門職ではない事務職員）がGTFISデータを修正・更新・配信し、Google乗換案内に継続掲載することができる環境を構築するため、事務及び費用負担が最小となるよう最適な作成ツールを選択し、Google乗換案内への掲載が可能な品質のGTFISデータが出力できる状態で作成ツールごと納品すること。

（エ）運行系統の行先・経由表示、ダイヤ、運賃及びバス停位置等の情報を収集し、正確なGTFISデータを作成すること。

なお、交通事業者等が保有する既存資料については発注者が収集し受注者に貸与するが、既存資料にない停留所の詳細位置等については、受注者がGoogleストリートビュー等の公表資料により位置を確認し補正することを原則とする。

#### イ 多言語化データの作成

（ア）Google乗換案内に日本語（ja及びja-Hrkt）、英語（en）、韓国語（ko）、中国語（簡体）（zh-Hans）及び中国語（繁体）（zh-Hant）の案内情報を掲載するために必要となる翻訳データの作成を行うこと。

(イ) 英語、韓国語、中国語（簡体）及び中国語（繁体）の翻訳対象は、GTFS仕様書における推奨項目（agency\_name、stop\_name、route\_short\_name、route\_long\_name、trip\_headsign、stop\_headsign及びorganization\_name）とする。

(ウ) 翻訳については、交通事業者等が既に翻訳情報を案内している場合は、当該翻訳に準じること。

なお、翻訳情報の案内の有無は、発注者が交通事業者等に照会し確認を行う。

翻訳情報が無い場合は、訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン（公益社団法人日本バス協会）に準じて翻訳を行うこと。

(エ) 既にGTFSデータを作成済みの交通事業者等については、当該データを県から貸与するので、上記アに倣い多言語化情報を追加したGoogle乗換案内への掲載が可能な品質のGTFSデータが出力できる状態の作成ツールを作成し納品すること。

#### ウ Google乗換案内掲載支援

(ア) 現在、Google乗換案内への掲載を行っていない交通事業者等に対し、本業務期間中に対象系統等がGoogle乗換案内に掲載されるよう伴走支援（マニュアルの作成、説明会の開催（1回を予定）、Googleからの指摘に対するデータ修正の代行、交通事業者等からの問い合わせに対する応対等）を実施すること。

なお、次年度以降の保守体制を考慮し、原則としてGoogle乗換案内への登録は交通事業者等が行うこととする。

(イ) 令和9年度に交通事業者等の担当職員（IT専門職ではない事務職員）がGTFSデータを修正・更新・配信し、Google乗換案内に継続掲載するために必要となる作業の業務マニュアルの作成及び研修会を本業務期間中に実施すること。

研修会については、2回を予定し、会場費用及び参加者へ貸与するPCの借用費は発注者が負担するが、それ以外の一切の費用及び研修会の運営については受注者の負担とする。

## 4 提出物

提出物については受託者の提案に基づくものとするが、最低限以下の機能・情報を含むこと。

また、紙媒体及び電子媒体（CD-ROM等）により、それぞれ1部ずつ納入することとし、電子媒体にあたっては、Microsoft Officeの最新版又は発注者が指定するバージョンで、閲覧、編集及び印刷可能な形式とすること。

- (1) 業務完了報告書（PDF等）
- (2) GTFSデータ一式
- (3) 交通事業者等が継続更新を行うためのツール、システム又は動作環境一式
- (4) GTFSデータの更新及び公開・配信用の業務マニュアル
- (5) 研修実施記録及び研修用資料

## 5 その他

(1) 提出物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。ただし、第三者が著作権を有するツール等については、この限りではない。

なお、当該第三者が著作権を有するツール等を利用する場合、受注者は、令和9年度も発注者及び交通事業者等が継続して利用できるよう、あらかじめ著作権者から必要な利用許諾を得るものとする。

- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行上疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上で決定する。